令和2年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策に関する 意見書に対する回答について

令和3年3月15日付け登農委第800号において、令和2年度登米市農地等の利用の 最適化の推進施策等に関して、「1. 農地利用の集積・集約化について」、「2. 遊休農 地の発生防止・解消について」、「3. 新規参入の促進について」、「4. 人農地プラン の実質化について」の4点について、意見書をいただいております。

このことについて、次のとおり回答いたします。

- 1. 農地利用の集積・集約化について
- ① 人・農地プランのアンケート結果を基に、地域の実情に合わせた実質化を農業関係機関一体になった形で推し進めることにより、農地の集積、集約化の促進を図ること。

令和2年度に「実質化された人・農地プラン」が完成し、公表したところですが、今後、そのアンケート結果を基に地域の農業者と農地の集積・集約化に向けた将来方針の話し合いなどを進めてまいります。

話し合いには、貴委員会はもとより、県や農業協同組合、土地改良区などの関係機関と連携し、共通認識を持ち更なる体制強化を図ってまいります。

② 平成26年からの農地中間管理機構の制度により、ある程度の集積の成果がありましたが、令和元年度より耕作者集積協力金が廃止され、さらに出し手に支払われていた経営転換協力金も当初の半額になり、令和4年からは3分の1に減額される計画のようです。今後、担い手への農地の集積をさらに進めるため、またスムーズに離農をうながす意味でも出し手への機構の協力金の増額ができないものか、また、市独自で離農協力金なるものを上乗せすること。

機構集積協力金については、農地中間管理機構に農地を貸付けた出し手農家に 交付され、担い手への農地の集積・集約化の促進に大きな役割を果たしているこ とから、機構集積協力金の継続等について働きかけてまいります。

また、機構の協力金の増額や市独自の離農協力金の上乗せについては、実施が難しい状況となっております。

③ 集積はある程度進んでいるが、集約化には至らず、今後に向けては、大区画の汎用化水田に向けて新たに再配分することが一番の解決策であり、新規の担い手の誕生、また高収益作物の導入など複合部門の開拓にもつながるものと思う。国、

県に対しての採択要件の緩和と工期の短縮、農家負担の割合の軽減等、登米市農業のさらなる発展のために要望すること。

新たな再ほ場整備事業導入については、登米市農業のさらなる発展のため、平成31年2月に策定した「登米地域の初期型ほ場整備再生計画」に基づき事業推進を図り、国、県と調整しながら、事業採択要件の緩和や工期の短縮、農家負担割合の軽減等を求めてまいります。

④ 中山間については圃場条件の整備が不可欠であり、機構の「農地耕作条件改善事業」を積極的に導入して農地の集積、集約化を推進すること

中山間地での農地集積・集約に当たっては、土地の所有者や地域の担い手の意向などを十分に確認しながら県及び土地改良区、農業委員会など関係機関と連携を図り、農地中間管理機構関連農地整備事業の推進に取り組んでまいります。

- 2 遊休農地の発生防止・解消について
- ① 農地耕作条件改善事業を推進するとともに、事業の認知度が低いので、もっとアピールすること。

区画整理や暗きょ排水などの簡易な基盤整備を実施する農地耕作条件改善事業 については、これまでに16地区が取り組み、令和元年度には2地区が取り組んで いるところです。

農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積に当たっては、受け手が耕作 しやすいほ場の整備が必要なことから、今後も県及び土地改良区などの関係機関 と連携を図りながら、同事業の認知度を高めるための取り組みを進めてまいりま す。

② 市の農業生産基盤開発計画の早期実現及び農地中間管理機構関連の農地整備事業を活用すること。

農業生産基盤開発計画については、既存の用水機場や用水路、樋管などの改修 を進めるとともに、既存施設の有効利用を図ってまいります。

また、農地中間管理機構への農地の貸し出しが増加する中、農地の出し手は基盤整備をする手立てがないため、担い手への農地集積が進まないことが考えられます。

このため、機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が基盤整備をする農地中間管理機構関連農地整備事業は農地集積・

集約化に向けて有効な取組と考えております。

今後も県及び土地改良区、関係機関とともに、同事業の活用に向けて推進して まいります。

③ 遊休農地解消を支援するため、農地への回復に係る費用負担に対する補助制度の復活や多面的機能支払交付金制度の拡充などを検討すること。

遊休農地解消については、多面的機能支払交付金制度を活用し、制度の拡充については、事業に取り組む活動組織が、遊休農地の草刈りなど、遊休農地を解消する実践活動を実施し、継続的な保全管理を行っていることから、事業に取り組むエリアのさらなる拡大を目指して事業推進を図るなど、遊休農地解消を支援してまいります。

④ 遊休農地対策のための景観作物団地の造成、水田放牧の推奨など複合経営の所得確保に向けた効率的な支援策を講じること。

農地利用状況調査の利用意向調査に基づき、地域の担い手への情報提供と関係機関との連携を図り、遊休農地の発生を未然に防止するため、水稲、園芸、畜産等の複合的な経営に対する効果的な支援策を検討してまいります。

- 3 新規就農の推進について
- ① 長期にわたる農業体験への支援

本市での新規就農、新規参入、Uターン、Iターンなどに向けて、観光シティプロモーション課と連携して東京都内での移住定住フェアにおいて、本市での就農に向けた相談会の開催を行っております。

また、長期での農業体験希望者には、農業研修生滞在施設を利用し、市内の農業法人等で農業研修を実施できるよう支援を行ってまいります。

② 安定した農業経営と生活が確保できるシステムの構築

農業所得の向上のためには、コスト削減だけではなく、ニーズに対応した高品質化や高付加価値化などを図り、消費者に選ばれる農産物の生産・販売力を強化していくことが必要であると考えております。

現在、登米市認定農業者連絡協議会では、イベント等を通じて消費者の皆様と 意見交換会を開催しており、このような取り組みや農業所得、経営能力の向上等 の取り組みについて今後も継続した支援に取り組んでまいります。 ③ 女子を含む農業実習生の積極的な受け入れ

農業研修生の受け入れは、就農相談会等で要望があった場合、男女問わず受け 入れを行っております。新規就農に繋がるよう積極的に受け入れをしてまいりま す。

④ 高校生をはじめ若者の農業への関心度を高めるため、スマート農業モデル化の設置

高校生をはじめ若者の農業への関心度を高めると取り組みとして、市内の3つの高校で実施する各種授業への協力や就農体験受け入れなどを行っております。 今後も関係機関と連携し、スマート農業も含め若者への農業への関心度を高める取り組みを進めてまいります。

⑤ 市独自の「新規就農支援事業」により、就農資金の提供と実務研修の斡旋

地域農業の次世代を担う担い手の育成・確保を図るため、就農希望者の研修の 斡旋から経営が軌道に乗るまで切れ目のない支援を行うとともに、担い手が実施 する研修や組織活動及び農地集積等を支援してまいります。

⑥ 空き家などを改善、改修し、安定するまでの無料での貸し出し制度の創設

新規就農希望者の研修期間の住居の確保を図り、着実に就農に結びつけるため、 登米市みやぎ農業研修生滞在施設を設置し、支援しているところでありますが、 他市町村等の事例も参考にしながら、より効果的な支援となるよう情報収集に努 めてまいります。

また、空き家の所管課であります観光シティプロモーション課や県、関係機関 と連携を図りながら、同滞在施設の有効活用の推進に取り組んでまいります。

- 4 人・農地プランの実質化について
- ① 農業生産法人化に向け強力な指導と支援を推しすすめること。

認定農業者の再認定時等に家族経営協定を推進し、一戸一法人設立に向けた指導を進めてまいります。

また、登米市認定農業者連絡協議会を通し全国サミット等の研修会への参加を図り、農業法人への理解を深めていただけるよう働きかけを行います。

② 地域・地区ごとに中心経営体となる担い手の育成と発掘に努めること。

担い手の高齢化が進んでおり、リタイアする農業者も増加傾向にあるため担い 手の育成は急務と考えております。

将来の担い手として地域内で誰がどのように農業を担っていくのか話し合いにより決定できる体制づくりを支援するとともに、登米市農業マイスター制度を活用し新規就農者の育成に努めます。

③ 生産基盤強化に向けた支援を強力にすすめること。

水稲・畜産・施設園芸等の産地化・担い手が創意工夫を活かした地域の強みを 活かした取組により競争力を高めるためる取り組みに努めます。

また、農業の成長産業化に向けての施策と整合させつつ、産地の収益力向上や生産基盤の強化に向けた取組を総合的に支援してまいります。

④ 担い手への農地集積・集約化に向けた農地の確保を顕示すること。

離農を希望する農業者の農地をスムーズに貸付できるよう、農地中間管理事業を活用するとともに、地域の農業者と農地の集積・集約化に向けた将来方針の話し合いなどを進めてまいります。

話し合いには、貴委員会と連携し共通認識を持ち、農地の集積・集約化を図ってまいります。

⑤ 未整備の基盤整備を促進し、再ほ場整備を行って大圃場化すること。

再ほ場整備による大区画化については、平成30年3月、宮城県において「初期型ほ場整備再生計画策定検討会」を設置し、市内において30a区画で整備済みの水田約7,700haを「初期型ほ場整備地域」と位置づけ、生産の効率化や収益性の向上を目的とした「登米地域の初期型ほ場整備再生計画」を平成31年2月に策定したところであります。

本計画に基づき、本市の農業の更なる発展に資するよう、事業推進を図ります。